

平成28年1月21日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、29都道府県の71人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 29都道府県71人

(北海道3、青森県1、宮城県1、山形県1、茨城県1、埼玉県5、千葉県5、東京都5、神奈川県10、新潟県1、福井県1、山梨県1、長野県1、愛知県5、三重県1、大阪府8、兵庫県3、奈良県1、和歌山県1、鳥取県2、岡山県2、広島県2、山口県2、徳島県2、愛媛県1、福岡県2、熊本県1、宮崎県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成28年1月29日